**平成２１年（フ）第１８０号**
広島県三原市小泉町1044番地
債務者　越智　有美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２１年（フ）第１０７号**
愛媛県今治市砂場町１丁目９番33号
債務者　廣瀬　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２１年（フ）第１９７号**
福岡県飯塚市楽市415番地１　エスポワール楽市Ａ101、前住所福岡県飯塚市楽市454番地１
債務者　園田ミツ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第３７３号**
佐賀県鳥栖市宿町1420番地１
債務者　松尾　典宏
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４９号**
佐賀県唐津市神集島2459番地
債務者　髙﨑　禎子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２１年（フ）第１５０号**
佐賀県唐津市千々賀1423番地10
債務者　松尾佳代子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２１年（フ）第４３６号**
秋田市広面字碇62番地、住民票上の住所山形県新庄市十日町559番地
債務者　菅　千恵美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４６３号**
秋田市大住２丁目８番25号
債務者　米澤　亮子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４７０号**
秋田市楢山城南新町10番34号　フォレスト楢山201号
債務者　菊地　　洋
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４４７号**
長野県中野市大字西条984番地１錦屋ハイツ10号室、前住所長野県中野市大字中野292番地ハイツ中野292Ｂ－５
債務者　芋川　高生
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４６１号**
長野市桜新町621番地７
債務者　相澤里佳子（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４６３号**
長野市大字鶴賀権堂町2363番地ビルアミーゴ201号
債務者　森　　政明
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３８２号**
長野県安曇野市三郷温259番地１　コーポカミニートＢ―13
債務者　本木　昌治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第７６４号**
岐阜市大洞柏台７丁目28番地、住民票上の住所岐阜市大洞柏台１丁目１番地　市営住宅大洞緑団地17号棟1758号室
債務者　岩田　康恵
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第７６９号**
岐阜県本巣郡北方町加茂530番地の２
債務者　久保田正明
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第７７４号**
岐阜市日光町１丁目49番地
債務者　清水　靖子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第７７８号**
岐阜県各務原市鵜沼丸子町３丁目78番地
債務者　中澤　一重
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所